

別記3（1）

集落営農維持・発展支援事業 （集落営農法人の新規設立・運営支援）

第1 事業の目的

農業者の高齢化や米需給を巡る不安定な情勢、資材価格の高騰等が続く中、多角化・コスト削減などの経営改善とともに、後継者となる人材の育成など経営の継続性を高めていく取組の基盤となる集落営農の法人化を推進し、地域農業を維持・発展させていく体制の整備を図る。

第2 事業の区分

上記の目的を達成するために必要な取組に要する経費に対し、支援を実施する。なお、事業実施主体、補助率等は交付要綱別表3（1）のとおりとする。

（1）集落営農法人の新規設立・運営支援（ソフト）

ビジョン作成に要する経費、法人登記に要する経費、経営管理に要する経費、資格取得等に要する経費を支援するものとする。

支援回数について、原則、1回限りとするが、補助上限額に満たない事業実施主体においては、事業実施年度から起算して3年間はその上限額まで申請できるものとする。

法人化の期日は、原則登記日とする。ただし、事業実施年度に法人を設立する予定の組織においては、法人設立に関する議案の承認を受けた日とし、事業実施年度の3月末までに法人設立総会を開催して法人設立の承認を受けていれば、設立登記の完了が事業実施年度の翌年度の4月以降となっても、法人化の要件を満たしていることとする。

ア 集落営農組織等が、事業実施年度内に法人化した場合の取扱い

本事業を実施した集落営農組織等が、事業実施年度内に法人化した場合には、新たに設立された法人が知事に事業の実績を報告することにより、事業が継承されたものと見なす。

イ 事業実施年度の3月末までに法人化に至らなかった場合の取扱い

本事業の事業実施主体が、事業実施年度の3月末までに法人化に至らなかった場合には、当該事業により交付を受けた補助金の額の全額を、知事に返還するものとする。

ただし、気象災害等により法人化の時期が遅延するなど、やむを得ない事情があると知事が判断した場合は、この限りではない。

（2）集落営農法人の新規設立・運営支援（ハード）

法人経営のために新たに必要となる機械・施設等を整備するための経費を支援するものとする。

支援回数について、1事業実施主体あたり1回限りとするが、上限事業費に満たない場合においては、次年度以降その上限額まで申請できるものとする。

法人化の期日は、原則登記日とする。ただし、事業実施年度に法人を設立する予定の組織においては、法人設立に関する議案の承認を受けた日とし、事業実施年度の3月末までに法人設立総会を開催して法人設立の承認を受けていれば、設立登記の完了が事業実施年度の翌年度の4月以降となっても、法人化の要件を満たしていることとする。

ア 集落営農組織等が、事業実施年度内に法人化した場合の取扱い

本事業を実施した集落営農組織等が、事業実施年度内に法人化した場合には、新たに設立された法人が知事に事業の実績を報告することにより、事業が継承されたものと見な

す。

イ 事業実施年度の3月末までに法人化に至らなかった場合の取扱い

本事業の事業実施主体が、事業実施年度の3月末までに法人化に至らなかった場合には、当該事業により交付を受けた補助金の額の全額を、知事に返還するものとする。

ただし、気象災害等により法人化の時期が遅延するなど、やむを得ない事情があると知事が判断した場合は、この限りではない。

農業生産工程管理（GAP）によって適切に農場管理を行う者又は取り扱おうとする者であること。

なお、事業実施主体が国際水準GAPを取得していない場合は、「安全で美味しい島根の県産品認証制度」（美味しまね認証）の生産工程管理基準に準拠した農場管理に取り組み、事業実施の翌年度中に認証を取得すること。ただし、交付決定時に農業経営を開始していない場合には、経営開始の翌年度中に認証を取得すること。

また、非食用農産物は農林水産省が策定した「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」その他の作物（非食用）に準拠した農場管理に取り組むこと。繁殖牛は、県が策定した「美味しまね認証の考え方に基づく生産工程管理」に準拠した農場管理に取り組むこと。

第3 事業の実施等の手続き

本事業の実施手続きは、以下により行うものとする。

(1) 第2の(1)の事業

ア 事業実施主体は、事業実施計画書（別記3（1）様式第2号）を作成し、事業実施計画承認申請書（別記3（1）様式第1号）に添付して、市町村長、地域農業再生協議会長又は地域担い手育成総合支援協議会長（以下「市町村長等」という。）に提出する。

イ 市町村長等は、事業実施主体からアの事業実施計画書の提出があったときは、事業実施主体が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い、適当と認めたときは、隠岐支庁又は各農林水産振興センター（以下「センター等」という。）を経由して知事に提出する。

ウ 事業実施主体は、交付要綱第4に規定される重要な変更を行おうとするときには、ア及びイに準じて行うものとし、事業実施計画変更承認申請書（別記3（1）様式第3号）に事業実施変更計画書（別記3（1）様式第2号）を添付して提出する。

エ 市町村長等が、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、交付要綱第5に基づき、概算払請求書（様式第4号）をセンター等を経由して知事に提出するものとする。

オ 市町村長等は、事業が完了したときは、交付要綱第6に基づき、完了報告（様式第5号）をセンター等に提出し、速やかに検査を受けなければならない。

カ 本事業を実施した事業実施主体が、交付要綱第7により行う事業の実績報告は、事業実績報告書（別記3（1）様式第4号）に事業実施計画実績報告書（別記3（1）様式第2号）を添付して市町村等へ提出するものとする。

キ 市町村等は、交付要綱第7に基づく実績報告書（様式第6号）をア及びイに定める事務手続きに準じ、知事に提出するものとする。

(2) 第2の(2)の事業

ア 事業実施主体は、事業実施計画書（別記3（1）様式第2号）を作成し、事業実施計画承認申請書（別記3（1）様式第1号）に添付して、市町村長等に提出する。

イ 市町村長等は、事業実施主体から事業実施計画書の提出があったときには、次に掲げる要件をすべて満たすことを確認し、適当と認めたときは、センター等を経由して知事に提

出する。

(ア) 事業実施主体が、交付要綱別表 3 (1) における要件を満たしていることを客観的な資料により確認できること。

(イ) 事業実施主体が、別記 3 (1) 別表 (配分基準表) に係る配分基準項目のうち、①から④までのいずれかをポイント化している場合は、事業実施当年度中又は事業実施翌年度末又は事業実施年度翌々年度 (以下「目標年度」という。) を、成果目標として設定していること。

ウ 事業実施主体は、交付要綱第 4 に規定される重要な変更を行おうとするときには、ア及びイに準じて行うものとし、事業実施計画変更承認申請書 (別記 3 (1) 様式第 3 号) に事業実施変更計画書 (別記 3 (1) 様式第 2 号) を添付して提出する。

エ 市町村長等が、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、交付要綱第 5 に基づき、概算払請求書 (様式第 4 号) をセンター等を経由して知事に提出するものとする。

オ 市町村長等は、事業が完了したときは、交付要綱第 6 に基づき、完了報告 (様式第 5 号) をセンター等を経由して知事に提出し、速やかに検査を受けなければならない。

カ 本事業を実施した事業実施主体が、交付要綱第 7 により行う事業の実績報告は、事業実績報告書 (別記 3 (1) 様式第 4 号) に事業実施計画実績報告書 (別記 3 (1) 様式第 2 号) を添付して市町村長等へ提出するものとする。

キ 市町村長等は、交付要綱第 7 に基づく実績報告書 (様式第 6 号) をア及びイに定める事務手続きに準じ、知事に提出するものとする。

ク 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から 5 年間、目標達成状況報告書 (別記 3 (1) 様式第 5 号) を、毎年 4 月末までに市町村長等に提出するものとする。

ケ 市町村長等は、事業実施主体から提出のあった目標達成状況報告書について、必要に応じて確認・指導を行い、適当と認めたときは 5 月末までに知事に提出するものとする。

第 4 事業の評価

市町村長等は、事業実施主体が別記 3 (1) 別表 (配分基準表) に係る配分基準項目②、③又は④のいずれかをポイント化している場合であって、目標年度までに達成することが困難であると認められる場合には、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、事業の中止を含め適切な措置を実施することとする。

ただし、目標年度にかかわらず成果目標が達成された場合は、翌年度以降の目標達成状況報告書 (別記 3 (1) 様式第 5 号) による報告は不要とする。

また、過去に本事業を活用し設定した目標に係るポイントについては、目標達成するまで同一のポイントは使用できないものとする。

第 5 県の助成措置等

県は、事業申請前に本事業の実施に対する要望の把握に努めるとともに、要望合計額が予算額を上回る場合には、事業実施主体が別記 3 (1) 別表 (配分基準表) を基に算出したポイントの高い者から順に一次審査を通過させ、成果目標の妥当性や規模決定根拠等について総合的に審査した上で採択の可否を判断する。

第 6 事業成果のフォローアップ

(1) 目標達成状況報告に基づき、知事は必要に応じて調査を行うことができ、目標達成率が著しく低いもの等については、目標達成に必要な指導を行う。

第7 補助金の返還

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、事業実施主体は助成金の全部若しくは一部を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として市町村長等が認めた場合はこの限りでない。

- (1) この事業により導入された機械等が目的以外に使用されていると認められる場合。
- (2) 虚偽の申請等を行った場合。